監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

固定資産の減損

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、 当連結会計年度の連結貸借対照表において佐倉工場に属 する有形固定資産及び無形固定資産4,793,249千円が計 上されており、これは総資産の約38%を占めている。会 社は、佐倉工場の営業損益が継続的にマイナスとなって いることから、当連結会計年度末において佐倉工場の資 産に減損の兆候が存在すると判断している。

会社は、佐倉工場について減損損失の認識の判定を実施しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が関連する固定資産の帳簿価格を上回ったことから、当連結会計年度において減損損失を計上していない。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、主として当該資産グループにおける将来の収益及び費用の予測等である。

固定資産の減損の監査は、割引前将来キャッシュ・フローの算定上、重要な仮定に関する不確実性及び経営者による主観的判断が伴うために複雑であり、職業的専門家としての知識や判断を要することから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。

監査上の対応

当監査法人は、佐倉工場の減損損失の認識の判定の妥 当性について、主として以下の手続を実施した。

(1)内部統制の評価

固定資産の減損会計プロセスにおける内部統制の整備 状況及び運用状況の有効性を評価した。

- (2)割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価
- ・割引前将来キャッシュ・フローの見積期間について、資産又は資産グループの主要な資産の耐用年数と比較した。
- ・割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いられた製品の販売予測等の重要な仮定について、過年度の実績との趨勢分析を実施するとともに、経営管理者等と協議し、その合理性を検討した。
- ・過年度における事業計画とその実績を比較し、事業計画 の精度を評価した。
- ・会社が作成した事業計画に一定の負荷を加えた検討を行 うストレステストを実施し、見積りの不確実性及び経営 者の判断の妥当性について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。